

浜松市公園樹木管理マニュアル

〈改訂版〉

令和 7 年 3 月

浜松市公園管理事務所

目次

1. 公園樹木編

1-1 公園樹木の役割（機能と効果）	1
1-2 公園樹木の管理の基本方針	1
1-2-1 その公園の特性にあった樹木の姿になるように管理する	1
1-2-2 周辺環境との調和	1
1-2-3 防犯を意識した環境づくり	2
1-3 公園樹木の管理方法	3
1-3-1 場所ごとの配慮事項	3
1-3-2 目標とする植栽形態ごとの配慮	4
1-3-3 安全・安心への配慮	5
1-4 樹木の維持管理の目的と管理作業	5

2. 緑地・樹林編

2-1 緑地の役割（機能と効果）	7
2-2 緑地の管理の基本方針	7
2-2-1 樹林を1つのまとまりとして管理する	7
2-2-2 周辺環境との調和	7
2-3 緑地の管理方法	7
2-3-1 間伐	8
2-3-2 剪定	8
2-3-3 除伐	8
2-3-4 つる切り	8
2-3-5 安全・安心への配慮	8
2-4 緑地の維持管理の目的と管理作業	8

【参考】

樹木の点検について	10
-----------	----

1. 公園樹木編

1-1 公園樹木の役割（機能と効果）

都市公園は、こどもの遊び場や、地域住民の休息、軽スポーツ、レクリエーション等の用に供するとともに、地震や火災といった災害時の一時的な避難場所として、また温暖化が進む都市においては、冷却効果や生物多様性の保全など、都市環境の改善にも寄与している。

その中でも、公園における樹木については、公園全体の景観を形成する最も大きな素材であり、公園のもつ心理的效果や防災機能、環境保全機能を支える重要な要素となっている。

このことから、公園樹木の持つ機能を十分に発揮させるため、適正な維持管理が必要である。

1-2 公園樹木の管理の基本方針

公園樹木を管理するうえでのポイントは、次の3点である。

- ・ その公園の特性にあった樹木の姿になるように管理する
- ・ 周辺環境との調和させる
- ・ 防犯を意識した環境づくり

1-2-1 その公園の特性にあった樹木の姿になるように管理する

公園ごとに規模、立地条件及び植栽位置が異なることから、周辺環境に配慮し、その公園にあった管理を行う必要がある。

(1) 住区基幹公園（身近な中小公園）

街区公園や近隣公園など、身近な公園は比較的面積が小さく、外周に植えられた公園の樹木が民家に直接接するケースが多い。

特に、苦情を生じさせる原因にもなることが多い公園からの越境枝の処理や病害虫の防除、落葉の処理などは、周辺住民の生活との調和を図る樹木管理を行っていく必要がある。

(2) 都市基幹公園（比較的大きな公園）

公園の規模が大きく、一般的に樹木の生育空間は確保されており、各々の樹木固有の樹形を生かした管理が可能である。

このような公園においては、自然樹形による維持管理が可能な場合が多いため、シンボリックな植栽や、緑陰のための植栽など、植栽目的に合わせた樹木管理を行っていく必要がある。

1-2-2 周辺環境との調和

公園は地域の景観を構成する重要な要素である。一方で、樹木が成長し繁茂するこ

とで、周辺の施設への越境や日照障害、落葉の増加など問題も発生していることから、周辺環境に配慮した維持管理が必要である。

具体的には、次のような管理を進める。

- ・隣地との境界から控えた位置で全体樹形を考慮し、整姿剪定を行う。
- ・敷地境界線から生活道路へ越境した枝葉は、建築限界を遵守した剪定を行う。
- ・電線などの架空線がある場合、樹木の枝葉から電線を保護する保護カバーの設置を検討し、電力事業者等へ設置を働き掛ける。

1-2-3 防犯を意識した環境づくり

公園内での犯罪発生を防止するため、犯罪を行おうとする者が近づきにくいように、周囲からの見通しを確保することが必要である。

このため、高木などの樹木を配置する際には、樹木の間から見通しが効くよう、また園内の照明灯を遮ることのないよう計画する必要がある。

また、樹木の剪定や、思い切って低木を除去することで、見通しを確保するとともに、適正に管理された公園緑地等であるという印象を持たせる効果がある。

(1) 見通しの確保

周囲から目が届かない空間が犯罪に利用されやすいことから、犯罪を行おうとする者や不審な行動を早期に発見できるよう、人の目線の高さを意識して公園内の見通しを確保する。

(2) 適切な照度の確保

夜間であっても、公園利用者が周囲の人間の行動を視認できる程度の照度を確保する必要がある。

1-3 公園樹木の管理方法

場所ごと、目標とする樹木形態ごとによって配慮事項は異なるため、以下にそれを示す。

1-3-1 場所ごとの配慮事項

外周の植栽、施設周りの植栽、内部植栽に関する配慮事項は下記のとおりである。

(1) 外周植栽

＜隣接地の土地利用に応じた適切な植栽配置＞

- ①道路などからの見通しの確保
- ②落ち葉による周辺住宅への影響の配慮
- ③隣接地の建物の窓に面した場所など、遮蔽が求められる場所への植栽の配置の有無
- ④隣接地の土地利用に障害となっている樹木の有無
- ⑤樹木の衰弱・枯損、景観上の問題発生の有無
- ⑥外周に植栽する樹種の選定は、延焼防止を考慮

(2) 園内施設周りの植栽

＜施設の機能を阻害しない植栽配置＞

- ①運動施設：施設内への高木の枝や根の侵入の有無
- ②トイレ：防犯上の問題の有無
- ③照明灯：光を遮る枝の有無

(3) 公園内部の植栽

＜利用状況に適した植栽配置＞

- ①広場や疎林の見通しの確保
- ②木陰の適切な配置の有無
- ③樹木を健全に大きく育てるための生育環境の状況
- ④根上りによる舗装の凹凸・段差など、ユニバーサルデザイン上の問題の有無

1-3-2 目標とする植栽形態ごとの配慮

目標とする樹木の植栽形態を以下のとおり定義する。公園における樹木の維持管理の視点から、植物が生長した後の植栽完成時において目標とする樹高を基準とする。

(1) 高木

- ①将来的な目標樹高を概ね7.0m以上とする樹木を高木と称する。
- ②豊かな緑の創出や緑のランドマークの形成を図るため、大きな木として育てていく。
- ③作業車の能力上の限界から、通常は樹高12.0m程度を目安に管理するが、維持管理上の障害がない場合や特に大きく育てたい樹木については、樹高を制限しない。

(2) 小高木

- ①将来的な目標樹高を3.0m～7.0m未満とする樹木をいう。
- ②狭い場所での植栽や家屋に隣接するような場所では、隣接家屋への影響の小さい樹高を維持する。
- ③自然のままでもあまり大きく生長しない樹種や、大きく生長する樹木でも抑制管理（生長を抑える管理）によって樹形をコントロールしやすい樹種を対象とする。

(3) 中木

- ①将来的な目標樹高を1.2m～3.0m程度とする樹木をいう。
- ②遮蔽植栽や景観木・添景木に用いることを主な目的とする。
- ③高木ほど大きく生長しない樹木や、刈込により概ね3.0m以下の樹形を保つことのできる樹種が対象となる。

(4) 低木

- ①将来的な目標樹高を概ね1.2m未満とする樹木をいう。
- ②季節感の高い変化のある景観をつくり出す役割を担う。

③園内の見通しを確保するため、視線を阻害しない樹高で管理する。

(5) 生垣

①防火、目隠し、仕切り等を目的とした連続する植栽をいう。

②用途に応じて、樹種や管理する高さを選定する。

高生垣：防風垣、防火垣等（高さ2～5 m程度）

並生垣：目隠し、防風（高さ1～2 m程度）

低生垣：花壇等を囲む仕切り（高さ概ね1 m以下）

③芽吹きが良く、刈り込みに適し、下方枝が枯れない樹種を選ぶ。

1-3-3 安全・安心への配慮

(1) 剪定・伐採を検討する樹木

①道路、園路等の走行又は歩行に障害がある樹木

②枯朽木や老木等で、近い将来に倒木の恐れのあるもの

③ウルシによるかぶれ等、人体に危険が及ぶ恐れのあるもの

④根や幹の成長により公園施設の利用や隣接地に影響を与えている又は恐れのある樹木

⑤外周の植栽で敷地境界から概ね3 m以内にあり樹高1.2 mを超え、倒木の場合に被害が発生する恐れのあるもの

(2) 見通しの確保

犯罪を行おうとする者や不審な行動を早期に発見できるよう、人の目線の高さを意識して公園内の見通しを確保する。

- ・高木については、周辺の道路や住宅からの園内の見通しを広く確保し、死角が生じないように、下枝の高さについて、2.0 m程度の高さから下について、下枝を除去または剪定する。

- ・生垣については、見通しを確保する必要がある場所では、成長後に1.0 m程度の高さを目安に剪定する。

- ・低木については、見通しを確保する必要がある場所では、成長後0.6 m程度の高さを目安に剪定する。場所によっては、思い切って伐採・除去することも検討する。

- ・公園整備時には、公園内の見通しに留意し、樹種の選定や配置計画を行う。

(3) 適切な照度の確保

- ・樹木の枝葉が照明灯の光を遮っていないか、適宜点検を行う。

- ・照明灯の支障となる枝については剪定し、園内の明るさを確保する。剪定には、枝抜き剪定（枝透かし）、切り詰め剪定などがあり、これらを状況に応じてうまく使い分け、最大の効果を得るように行う。

- ・剪定だけで十分に照度が確保できない場合には、必要に応じて伐採や移植なども検討する。

1-4 樹木の維持管理の目的と管理作業

維持管理の考え方は大きくは次の2つがあり、その目的によって管理作業の内容が異なる。

①既存樹木の維持保全

主な作業は、日照や風通しを良くするための枝葉密度の調整、樹木を樹木本来の美しい形に保つための徒長枝の剪定、病虫害の防除、施肥などがある。

なお、病虫害の除去等において薬剤を使用する場合は、「浜松市の施設等における薬剤の適正使用に係る基本方針」に則り行うものとする。

②既存樹木の問題点改善

主な作業は、越境や日照阻害など隣接地への障害を起こしている樹木や、公園施設の利用障害となっている樹木、あるいは十分な植栽機能が発揮できていない樹木などは、目標とする植栽形態を参考に、剪定による樹形調整、伐採などによる密度調整や移植などの作業を行う。

2. 緑地・樹林編

2-1 緑地の役割（機能と効果）

緑地は、大気の浄化や延焼防止、防風といった都市機能を向上させる効果や、潤いや安らぎなどの心理的效果を与えてくれる。また、市街地において自然を感じられる貴重な場として重要な役割を果たしている。

本市の緑地は、元々その土地に合った自然林をそのまま残したものと、緑地の造成時に新たに植樹した樹木が生育して樹林を形成したものの両方がある。

このため、緑地の持つこうした機能を十分に発揮させるため、それぞれに合った適正な維持管理が必要である。

2-2 緑地の管理の基本方針

緑地・樹林を管理するうえでのポイントは、次の2点である。

- ・緑地・樹林を1つのまとまりとして管理する
- ・周辺環境との調和させる

2-2-1 樹林を1つのまとまりとして管理する

緑地は、樹木がある程度の密度でまとまっている区域であり、樹林そのものが緑地を形成する主たる要素である。したがって、公園のような剪定による樹木ごとの樹形管理とは異なり、ある程度の規模を持った樹林区域を1つのまとまりとして管理することが基本である。

2-2-2 周辺環境との調和

緑地の魅力は、都市部にありながらも多様な動植物が共生するところである。一方で、樹木が成長し繁茂することで、緑地と接している民有地や、周辺の民間施設への枝の越境や、日照障害、落葉の増加などの問題も発生している。

こうしたことから、周辺の民間施設等に近接している樹木については、あらかじめ伐採や枝打ちを行うなど、周辺環境にも配慮した維持管理が必要である。

2-3 緑地の管理方法

前述した2-2「緑地の管理の基本方針」で示した通り、緑地は、公園のような剪定による樹木ごとの樹形管理とは異なり、ある程度の規模を持った樹林区域をまとまりとして管理することが基本となる。したがって、管理方法も緑地としての良好な環境を保全するための手法が用いられる。

2-3-1 間伐

緑地内に存する枯損木が倒伏し、周辺道路や住宅に影響が出ないように、枯損木は適宜伐採する。

2-3-2 剪定

周辺環境に配慮した維持管理が必要である。

- ・隣地との境界から控えた位置で全体樹形を考慮し、剪定を行う。
- ・敷地境界線から生活道路へ越境した枝葉は、建築限界を遵守した剪定を行う。
- ・作業車の能力上の限界から、通常は樹高12.0m程度を目安に管理するが、維持管理上の障害がない場合や特に大きく育てたい樹木については、樹高を制限しない。

2-3-3 除伐

除伐は、特に景観上、利用上保護したい樹木の生育を阻害する樹木を除去する目的で行う。方法等は2-3-1「間伐」に準ずる。

2-3-4 つる切り

つる植物は、成長すると樹木に絡みつき、繁茂したまま放置すると樹冠を覆い、緑地の明るさや植物の生育に影響を及ぼす場合があるので、幹や枝にからみついたつるは、適宜切断し取り除く。

2-3-5 安全・安心への配慮

(1) 剪定・伐採を検討する樹木

- ①道路、園路等の走行又は歩行に障害がある樹木
- ②枯朽木や老木等で、近い将来に倒木の恐れのあるもの
- ③ウルシによるかぶれ等、人体に危険が及ぶ恐れのあるもの
- ④根や幹の成長により公園施設の利用や隣接地に影響を与えている又は恐れのある樹木
- ⑤外周の植栽で敷地境界から概ね3m以内にあり樹高12mを超え、倒木の場合に被害が発生する恐れのあるもの

2-4 緑地の維持管理の目的と管理作業

維持管理の考え方は大きくは次の2つがあり、その目的によって管理作業の内容が異なる。

①既存樹林の維持保全

樹林においては、公園樹木のような管理、例えば日照や風通しを良くするための

枝葉密度の調整、樹木を樹木本来の美しい形に保つための徒長枝の剪定、病虫害の防除、施肥などを行わない。

あくまでも樹林全体として、健全な森の状態を維持していくための保全を行う。

②既存樹林の問題点改善

主な作業は、越境など隣接地への障害を起こしている樹木、あるいは十分な植栽機能が発揮できていない樹林地などは、枝払いや間伐（伐採）などによる調整の作業を行う。

樹林の維持管理においては、周辺環境、地元からの要望事項等の把握を行った上で、維持管理の方針を十分検討し、個別に作業内容を決定する。

【参考】

樹木の点検について

1. 樹木そのものの生育状況を観察（目視点検）する。
 - ・ 樹勢や樹形に異常はないか。
 - ・ 枝の伸張量は正常か。
 - ・ 梢や上枝の先端の枯損はないか。
 - ・ 下枝の先端の枯損はないか。
 - ・ 大枝・幹の欠損はないか。
 - ・ 枝葉の密度は正常か。
 - ・ 葉（芽）の大きさに異常はないか。
 - ・ 葉色は正常か。
 - ・ 樹皮の傷（剥皮・壊死）はないか。
 - ・ 樹皮の新陳代謝は正常か。
 - ・ 胴吹き、ひこばえはないか。
 - ・ その他、異常はないか。
2. 害虫の発生を確認する。
3. 幹から樹液がでていないか確認する。
（出ていれば中にカミキリムシ等がいる可能性がある）
4. 必要な場合は、打音検査や根に鋼棒を刺す等をし、異常の確認をする。

衰退度判定表

評価項目	評価基準				
	0	1	2	3	4
樹勢	旺盛な育成状態を示し、被害が全くみられない	幾分影響を受けているが、あまり目立たない	異常が明らかに認められる	生育状態が極めて劣悪である	ほとんど枯死
樹形	自然樹形を保っている	若干の乱れはあるが、自然樹形に近い	自然樹形の崩壊がかなり進んでいる	自然樹形がほぼ崩壊し、奇形化している	ほとんど完全に崩壊
枝の伸張量	正常	幾分少ないが、目立たない	枝は短くなり細かい	枝は極端に短小、しょうが状の節間がある	下から萌芽枝のみわずかに成長
梢や上枝の先端の枯損	なし	少しあるが、あまり目立たない	かなり多い	著しく多い	梢端・主枝がない
下枝の先端の枯損	なし	少しあるが、あまり目立たない	かなり多い、切断が目立つ	著しく多い、大きな切断がある	ほとんど健全な枝端がない
大枝・幹の欠損	なし	少しあるが、回復している	かなり目立つ	著しく目立つ、大きく切断されている	大枝・幹の上半分が欠けている
枝葉の密度	枝と葉の密度のバランスがとれている	0 に比べてやや劣る	やや疎	枯枝が多く、葉の発生がなく著しく疎	ほとんど枝葉がない
葉（芽）の大きさ	葉（芽）がすべて十分な大きさ	所々に小さい葉（芽）がある	全体にやや小さい	全体に著しく小さい	わずかな葉（芽）しかなく、それも小さい
葉色	全体に濃い緑色を保っている	やや薄い、緑色を保っている	黄色、赤褐色の葉が目立つ	大部分が薄い緑色	薄い緑色と黄色、赤褐色のみ
樹皮の傷（剥皮・壊死）	傷等ほとんどなし	穿孔・傷が少しあるが、あまり目立たない	古傷が残る	傷からの腐朽が著しい	大きな空洞、剥れがある
樹皮の新陳代謝	樹皮は新鮮な色をしていて新陳代謝が活発である	大部分は新鮮だが、所々不活発な部分がある	全体に樹皮に活力がない	著しく活力が無く衰弱気味である	樹皮の大部分が壊死
胴吹き ひこばえ	枝葉数が多く、胴吹き、ひこばえもない	枝葉量が多いが、胴吹きあるいはひこばえもある	枝葉量が少なく、胴吹き、ひこばえがある	枝葉量が極めて少なく、胴吹き、ひこばえが多い	枝葉量が極めて少なく、胴吹き、ひこばえも少ない
衰退度＝各項目の評価値の合計÷評価項目数					
衰退度判定基準					
衰退度区分	I	II	III	IV	V
	0.8 未満 良	0.8～1.6 未満 やや不良	1.6～2.4 未満 不良	2.4～3.2 未満 著しく不良	3.2 以上 枯死寸前

剪定伐採の基準

■評価基準

- ・評価基準が2以上の場合は剪定を検討する。
- ・評価基準が3以上の場合は伐採を検討する。
- ・上記より低い評価基準であっても、必要な場合は剪定、伐採を行う。

■判定基準

- ・判定基準がII以上の場合は剪定を検討する。
- ・判定基準がIII以上の場合は伐採を検討する。
- ・上記より低い判定基準であっても、必要な場合は剪定、伐採を行う。

浜松市公園樹木維持管理マニュアル<改訂版>

発行日：2015 年（平成 27 年）7 月 1 日

改訂日：2025 年（令和 7 年）3 月 31 日

発行者：浜松市公園管理事務所

浜松市中央区上島六丁目 19-1

その他：許可なく転載を禁ず